

関係者各位

令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 意向調査のお願い
(ブロック塀・非常用自家発電・給水設備・水害対策・耐震・大規模修繕・換気設備 等整備支援分)

松江市健康福祉部介護保険課

平素より本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、厚生労働省より標記補助金の実施案が提示されました。

これを受け、松江市内の該当事業所における意向調査、実施予定の内容等を確認させていただきたく、ご多用の折誠に恐れ入りますが、実施意向のある事業所におかれましては事業概要等を十分ご確認いただき下記により書類の提出をお願い致します。

なお、本調査は補助実施をお約束するものではありません。

記

1. 提出書類（実施意向のある事業所のみ）

- ① 防災・減災等事業整備計画書 1部
- ② 整備計画一覧表 1部
- ③ 補助対象面積確認シート 1部

（同一建物内に複数の事業所があり面積按分が必要な場合は提出する。単独の場合は提出不要。）

- ④ 平面図（面積按分が必要であれば分かるよう図示すること）、施設の位置図、工事内容が分かる資料（設計図又はカタログ等）、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）※
- ⑤ 経費が分かる見積書（公的機関又は工事請負業者2社以上による相見積もりであること）※
- ⑥ 提出事前チェックリスト

※紙および電子媒体両方で提出をお願いいたします。

※④⑤の紙媒体については、各3部（正本1部と、その写しを2部）をお願いいたします。

2. 提出締切・ご提出方法

実施意向のある場合は、**令和7年4月11日（金）**までに介護保険課までご一報ください。

提出書類は**令和7年4月23日（水）17:00（時間厳守）**までに、介護保険課宛に紙および電子媒体でご提出ください。

※期間が短く申し訳ございませんがご対応の程よろしくをお願いいたします。

介護保険課の窓口は、松江市役所 西棟3階です。

【担当・お問い合わせ先】

松江市役所 介護保険課 事業所管理係 吉儀、安藤
〒690-8540 松江市末次町86番地
電話(0852)55-5689 / FAX(0852)55-6186
メールアドレス jigyouso@city.matsue.lg.jp

令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金案概要（まとめ）

対象となる経費（全事業共通）

防災・減災等事業整備計画に基づく施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

留意事項（全事業共通） ※必ずご確認ください。

- 採択となった場合（総事業費が1,000万円を越える事業）については、今回提出する相見積書とは別に、補助手続において松江市が定める基準に基づいた入札等の対応をお願いする予定です。
- 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
- 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。
なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。
- 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき手続きが必要となるのであらかじめ連絡すること。
- 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

留意事項（介護医療院のみ）

- 介護医療院におかれましては、スプリンクラー設備等の整備をご検討の場合は、本交付金の対象となる可能性がありますので担当課までご連絡ください。

①ブロック塀等改修整備支援事業

補助対象

下記の①②を全て満たすもの

①松江市内に所在する 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム（有料老人ホーム該当のサービス付き高齢者向け住宅を含む）、通所介護事業所（地域密着型を含む）、老人短期入所施設（特養併設型）、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護ステーションの用に供する施設

②安全点検の結果、劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修であること。

（ブロック塀の安全点検の実施方法は「社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」を参照）

補助率・補助上限額

●補助率：[国2分の1、松江市4分の1、事業者4分の1](#)

●補助上限額なし、補助下限額なし

留意事項

●安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが、安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も合わせて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象とみなす。

●次の各項目に該当するものは[補助対象外](#)とする。

ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの

イ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業

ウ その他、支援事業として適当と認められないもの

[エ ブロック塀等の撤去のみを行う事業](#)

②非常用自家発電装置設備整備支援事業

補助対象

下記の①～⑤を全て満たすもの

- ①災害による停電時にも施設機能を維持するための電力の確保をできるよう、非常用自家発電設備の整備を行うもの（新規整備だけでなく、設備の更新も対象とする）
- ②専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に附帯する工事を伴うもの
- ③電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、**発災後72時間以上**の事業継続が可能であるもの
- ④これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること
- ⑤設置した非常用設備等の耐震性が確保されていること
- ⑥松江市内に所在する **特別養護老人ホーム（地域密着型でないもの）、地域密着型特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の用に供する施設**

補助率・補助上限額（施設種別によって異なります）

- 特別養護老人ホーム（地域密着型でないもの）、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム

○補助率／[国2分の1、松江市4分の1、事業者4分の1](#)

※補助上限額：[なし](#)、補助下限額：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）

- 地域密着型特別養護老人ホーム

○補助率／[定額](#)

※補助上限額：[1,540万円](#)、補助下限額：なし

- 認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

○補助率／[定額](#)

※補助上限額：[773万円](#)、補助下限額：なし

留意事項

- 次の各項目に該当するものは補助対象外とする。
 - ア 設計の不備又は工事施工の粗漏りに起因したもの
 - イ 対象施設の目的以外の用途に使用するのためのもの
 - ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 - エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 - オ [光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業](#)

③給水設備整備支援事業

補助対象

下記の①②を全て満たすもの

- ①災害による断水時にも施設機能を維持するための水の確保をできるよう、給水設備（受水槽・地下水利用のための設備）の整備を行うもの
- ②専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に附帯する工事を伴うもの
- ③電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、**発災後72時間以上**の事業継続が可能であるもの
- ④これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること
- ⑤設置した非常用設備等の耐震性が確保されていること
- ⑥松江市内に所在する **特別養護老人ホーム（地域密着型でないもの）、地域密着型特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所**の用に供する施設

補助率・補助上限額

- 補助率：[国2分の1、松江市4分の1、事業者4分の1](#)
- 補助上限額**なし**、補助下限額：総事業費500万円
（ただし定員29人以下の地域密着型・小規模施設等は下限なし）

留意事項

- 次の各項目に該当するものは補助対象外とする。
 - ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
 - イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 - ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 - エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 - オ [光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業](#)

④水害対策強化支援事業

補助対象

下記の①～③を全て満たすもの

①水害対策のための垂直避難エレベーター、スロープ、避難スペース確保等の改修工事等を行うもの

※参考：工事・設備（例）

- ・エレベーターの設置工事（既存のものを更新するのは対象外とする。）
- ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープ設置工事
- ・施設で利用者や職員が避難できるようなスペース確保のための改修工事
- ・非常用自家発電設備装置等の電気設備を水害から守るために、設備を屋上等に移設するための工事
- ・施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事 など

②**災害レッドゾーン**（土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別警戒区域）又は**災害イエローゾーン**（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波災害警戒区域）に所在する施設

（各区域についてはホームページの「松江市ハザードマップ（災害予測図）」「国土交通省ハザードマップポータルサイト（洪水ハザードマップ）」を参照）

③松江市内に所在する **特別養護老人ホーム（地域密着型でないもの）、地域密着型特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所**の用に供する施設

補助率・補助上限額（施設種別によって異なります）

●特別養護老人ホーム（地域密着型でないもの）、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム

○補助率／[国2分の1、松江市4分の1、事業者4分の1](#)
※補助上限額：[なし](#)、補助下限額：総事業費80万円／施設

●地域密着型特別養護老人ホーム

○補助率／[定額](#)
※補助上限額：[1,540万円](#)、補助下限額：総事業費80万円／施設

●認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

○補助率／[定額](#)
※補助上限額：[773万円](#)、補助下限額：総事業費80万円／施設

留意事項

●次の各項目に該当するものは補助対象外とする。

- ア 設計の不備又は工事施工の粗漏りに起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するもの
ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの
[オ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業](#)

⑤耐震化改修等支援事業

補助対象

下記の①～③を全て満たすもの

- ① 昭和56年以前に建設された施設（旧耐震基準）であること
- ② 耐震診断（事業者により実施）の結果、倒壊の恐れありと松江市長が認めるもの
- ③ 松江市内に所在する **地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所**の用に供する施設

補助額（施設種別によって異なります）

●地域密着型特別養護老人ホーム

○補助率／定額

※補助上限額：1,540万円、補助下限額：80万円／施設

●地域密着型特別養護老人ホーム以外の補助対象③の施設

○補助率／定額

※補助上限額：773万円、補助下限額：80万円／施設

留意事項

●次の各項目に該当するものは補助対象外とする。

- ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
- イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
- オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
- カ その他、支援事業として適当と認められないもの

⑥大規模修繕等支援事業

補助対象

下記の①②を全て満たすもの

①一定年数（概ね10年）を経過した施設であり、以下の事業を行うもの

- ア 施設の一部改修
- イ 施設の付帯設備の改造
- ウ 施設の冷暖房設備の設置等
- エ 避難経路等の整備
- オ 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修
- カ 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修
- キ 土砂災害等に備えた施設の一部改修等
- ク 施設の改修整備
- ケ その他施設における大規模な修繕等

（詳細は別添の「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて」を参照）

②松江市内に所在する**地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所**の用に供する施設

補助額（施設種別によって異なります）

●地域密着型特別養護老人ホーム

○補助率／定額

※補助上限額：1,540万円、補助下限額：80万円／施設

●地域密着型特別養護老人ホーム**以外**の補助対象②の施設

○補助率／定額

※補助上限額：773万円、補助下限額：80万円／施設

留意事項

●次の各項目に該当するものは補助対象外とする。

- ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
- イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
- オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
- カ その他、支援事業として適当と認められないもの

⑦介護施設等の換気設備の設置事業

補助対象

下記の①②を全て満たすもの

- ①新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のため、換気設備の整備を行うもの（適切な換気を行うことができない居室に設置した場合に限り、補助対象とする）
- ②松江市内に所在する **特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム（有料老人ホーム該当のサービス付き高齢者向け住宅を含む）、老人短期入所施設（特養併設型）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所**の用に供する施設

補助率・補助上限額

- 補助率：[定額](#)
- 補助上限額：[4,000円/m²](#)、補助下限額：なし

※交付対象経費の考え方

@4,000円 × 居室の面積 × 居室数

（居室は窓がない・開かない等により、換気を充分に行うことができないと認められる居室のみ交付対象とする。）

留意事項

- 次の各項目に該当するものは補助対象外とする。
 - ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
 - イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
 - ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 - エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
 - オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業
 - カ その他、支援事業として適当と認められないもの